

阿南市告示第121号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達すべき書類は、同法第20条の2の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市総務部税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月20日

阿南市長 岩 佐 義 弘

1 送達すべき書類

令和8年度軽自動車税督促状

令和8年度軽自動車税随時1期督促状

令和8年度国民健康保険税第1期督促状

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり